

新型コロナウイルスに係る支援情報 (一部抜粋版)

※資料中、赤字の記載は、新たに追加された支援等を示しています。
(国・県・市で決定した支援)

中津市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月10日作成

【更新状況】

令和2年	4月13日	更新
令和2年	4月15日	更新
令和2年	4月22日	更新
令和2年	5月1日	更新
令和2年	5月7日	更新
令和2年	5月11日	更新
令和2年	5月15日	更新
令和2年	5月25日	更新
令和2年	6月5日	更新
令和2年	6月12日	更新
令和2年	7月1日	更新
令和2年	8月11日	更新
令和2年	9月1日	更新
令和2年	9月10日	更新
令和2年	12月28日	更新
令和3年	1月14日	更新
令和3年	1月29日	更新
令和3年	3月1日	更新
令和3年	6月1日	更新
令和3年	6月11日	更新
令和3年	7月1日	更新
令和3年	7月19日	更新
令和3年	8月25日	更新
令和3年	9月10日	更新
令和3年	10月4日	更新
令和4年	1月11日	更新
令和4年	1月27日	更新
令和4年	3月25日	更新
令和4年	4月6日	更新
令和4年	4月15日	更新
令和4年	6月1日	更新
令和4年	6月30日	更新
令和4年	9月30日	更新

新型コロナウイルス関係支援施策

◆個人への支援（給付）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	住居確保給付金	休業等により離職者と同程度にあり、住居を失う恐れのある方を対象に、就職活動を行うことなどの条件により、家賃相当額（単身世帯：月額上限26,600円、2人世帯：月額上限32,000円などを原則3か月間（延長できる場合があります。）、家主等に直接支給します。	休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方（収入要件・資産要件等有）詳細は、中津市社会福祉協議会へ確認ください	中津市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎23-2095
2	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	新型コロナウイルスの影響により生活に困窮する世帯に対しては、特例貸付等の支援を行ってきたが、特例貸付を利用できない世帯等に対して就労による自立を図ること等を目的とした自立支援金を支給します。	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯や、令和4年6月末までに借り終わる世帯（再貸付を申請中、利用中の場合を除く）	福祉部 福祉政策課 ☎62-9800
3	市営住宅の一時提供（目的外使用）	新型コロナウイルス感染症の影響による離職・解雇等で社員寮等、居住している住居から退去を余儀なくされた方などに市営住宅を一時的に提供します。 【使用料】 提供する市営住宅家賃の半額 【使用期限】 原則6ヶ月間	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・解雇等により社員寮などから退去を余儀なくされた方、離職・解雇等により賃貸住宅の家賃支払が困難となったことから退去を余儀なくされた方（市内居住者に限る。单身可）	大分県住宅供給公社中津市営住宅管理センター ☎53-9100 建設部 建設政策課 ☎22-1111 （内：375）
4	新型コロナ対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に休業手当を受けることができない場合に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）が支給されます。 【申請期限】 令和4年12月末まで	令和4年7月から令和4年9月までの間において、事業主の指示を受けて休業し、その休業に対して休業手当が受けられない中小事業主に雇用される労働者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 平日 8:30~20:00 土日祝日 8:30~17:15
5	傷病手当金	国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、勤務先を休まなければならない被用者がその期間無給や減給となる場合に、規定に基づく手当金を給付するものです。	被用者（給与等の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、勤務先を休まなければならない加入者	生活保健部 保険年金課 国民健康保険係 （内：314） 高齢者医療係 （内：323）

◆個人への支援（税等）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	市税の納税猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時に納付することが困難な場合、損失を受けた費用等に応じて分割納付や1年間の納税猶予が認められる場合があります。	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時的に納付することが困難な方	総務部 収納課 ☎22-1117 (直通)
2	市県民税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、疾病又は失業等のため所得が減少し、納税が著しく困難な方については、市県民税の減免制度もありますので、担当課までご相談ください。	新型コロナウイルス感染症の影響により、疾病又は失業等のため所得が減少し、納税が著しく困難な方	総務部 税務課 ☎22-1116 (直通)
3	国民年金保険料の免除や納付猶予	保険料の納付が経済的に困難となる方について、保険料の免除・一部免除・納付猶予が申請により認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料を納付することができないと認める場合	生活保健部 保険年金課 国民年金係 ☎62-9069 (直通)
4	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、重篤な傷病を負った又は事業収入等が減少した場合、保険税（料）の減免が申請により認められる場合があります。	①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染したことで、死亡又は重篤な傷病を負った場合 ②主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合で、次の条件をすべて満たす場合 条件1：主たる生計維持者の事業収入等の減少額の見込みが前年の事業収入等の額の10分の3以上 条件2：主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下 条件3：主たる生計維持者の減少する事業収入等以外に前年所得が400万円以上の事業がないこと	生活保健部 保険年金課 国民健康保険係 ☎62-9069 (直通) 高齢者医療係 ☎62-9068 (直通)
5	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	保険料を一時的に納付することができない方について、一定の要件を満たせば申請により徴収猶予が認められる場合があります。	①・②のいずれも満たす加入者 ①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が令和4年1月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において前年同期の当該収入に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること	生活保健部 保険年金課 高齢者医療係 ☎62-9068 (直通)
6	葬斎場、火葬場及び霊柩自動車使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、葬斎場等使用料の支払いが困難となる方について、一定の条件を満たせば申請により支払い猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、葬斎場等使用料の支払いが困難と認める場合	生活保健部 環境政策課 ☎22-1111 (内：313)
7	介護保険の保険料の減免や徴収猶予	保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない方について、保険料の減免や分割納付、徴収猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業もしくは廃止または失業等の理由で、収入が著しく減少したこと等により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合	生活保健部 環境政策課 ☎62-9072 (直通)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
8	介護保険利用者負担額の減免	事業の廃止や失業等により、要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が減少した場合、申請により減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業等の理由で、要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、著しく減少したと認める場合	福祉部 介護長寿課 ☎62-9804 (直通)
9	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けた方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払を猶予します。	ひとり親家庭及び寡婦	福祉部 子育て支援課 ☎22-1111 (内：743)
10	公営住宅家賃の減免	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、会社等の事業活動が縮小、休業等により収入が減少した方に対して、家賃の減免や支払いを猶予できる場合があります。	県営、市営住宅入居者	県営住宅関係 大分県住宅供給公社 県北駐在所 ☎22-2365 市営住宅関係 大分県住宅供給公社 中津市営住宅管理センター ☎53-9100 建設部 建設政策課 ☎22-1111 (内：375)
11	ケーブルネットワーク使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的にケーブルネットワーク使用料の支払が困難となる方について、申請により支払を猶予します。	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由でケーブルネットワーク使用料を一時的に支払うことが困難な方	企画観光部 情報推進課 ☎22-1114 (直通)

◆個人への支援（貸付）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	生活福祉資金貸付制度（特例貸付）	新型コロナウイルス感染症による休業や失業により、一時的な生活資金にお困りの方へ緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を行います。	<p>【緊急小口資金】 (主に休業された方向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 貸付上限額 20万円以内 <p>【総合支援資金】 (主に失業された方向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 貸付上限額 2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内 貸付期間 原則3か月 ※自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。 ※いずれも貸付利子は無利子で保証人は不要です。 ※詳細は、中津市社会福祉協議会へ確認ください。 	中津市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎23-2095
2	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業等により、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭等は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付が活用できる場合があります。	ひとり親家庭及び寡婦	福祉部 子育て支援課 ☎22-1111 (内：743) ※本庁対応（但し、支所へ出張対応しますのでご相談ください。）

◆個人への支援（相談）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	新型コロナウイルス電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する市民の不安の解消のため、医療機関への受診の助言や家庭での対処方法についてアドバイスをを行います。 時間：平日9：00～17：00	市民	電話相談窓口 ☎22-5551 生活保健部 地域医療対策課 ☎22-1111 (内：311)
2	中津市ワクチン接種コールセンター	新型コロナウイルスワクチン接種の日程・場所等の問い合わせへの対応や予約受付をおこないます。 開設時間：9：00～18：00（土日祝日を含めた毎日）	市民	コールセンター ☎097-533-5670 生活保健部 地域医療対策課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎62-9040
3	大分県受診相談センター	発熱など風邪症状があるが、かかりつけ医など相談できる医療機関がない方に対し、受診可能な医療機関を紹介します。 24時間365日対応	県民	大分県受診相談センター ☎097-506-2755 大分県感染症対策課 ☎097-506-2752
4	無料法律相談	中津市内の弁護士が法律上の問題の相談に対応します。 毎月第1、2、3金曜日（祝日の場合は第4金曜日）	市民	総務部 総務課 ☎22-1111 (内：227) ※要事前予約
5	消費生活相談（悪質商法など）	消費生活相談に関する相談（新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等、契約に関するもの）をお受けします。	市民	中津市消費生活センター 電話相談窓口 ☎22-1120（平日8：30～17：00） 生活保健部 市民安全課 ☎22-1111 (内：623)
6	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが小学生や中学生の相談や心のケア等を行います。	小学生及び中学生	各学校 教育委員会 学校教育課 ☎22-1111 (内：494)
7	福祉困りごと相談窓口	誰に相談したらいいのかわからない、どこに相談したらいいのかわからないなどの悩みを、共に考え、次につなげる「最初の相談窓口」です。ご本人だけでなく、ご家族や周りの方からの相談も受付します。	市民	福祉部 福祉政策課 ☎22-1111 (内：289)
8	くらしの総合相談窓口			中津市社会福祉協議会 ☎26-1237 (直通)
9	ひとり親家庭相談窓口	ひとり親家庭の生活や就労などの相談や不安や悩みに対して、母子父子自立支援員が対応・支援を行います。	ひとり親家庭	福祉部 子育て支援課 ☎22-1111 (内：743)

◆企業・事業主への支援（雇用）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	雇用調整助成の特例措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成します。</p> <p>【助成率】 大企業 3/4（最大） 中小企業 10/10（最大）</p> <p>【支給限度日数】 1年間で100日、3年150日 + 緊急対応期間</p> <p>【対象期間】 令和4年10月から 令和4年11月まで</p>	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	<p>大分労働局大分助成金センター ☎ 097-535-2100</p> <p>ハローワーク中津 ☎ 24-8609</p>
2	農業労働力確保緊急支援事業（研修等支援事業）	<p>研修機関等が人手不足経営体における実習又は援農に必要な農業機械の操作方法等を代替人材に習得させるために実施する研修、研修機関等が在籍する者を人手不足経営体に派遣して実施する実習及び人手不足経営体と契約のない援農に対して支援を行います。</p> <p>交通費、宿泊費、保険料等</p> <p>【申請期限】 令和4年12月31日まで</p>	都道府県知事が認める民間団体が運営する研修機関、農業協同組合、並びにその他の業務として援農を行う民間団体	<p>九州農政局経営事業支援部経営支援課 096-300-6373</p> <p>申請先 全国農業員会ネットワーク機構（全国農業会議所）</p>
3	農業労働力確保緊急支援事業（人材呼び込み支援事業）	<p>人手不足経営体等及び関係協同組合等が、代替人材等を緊急的に確保するため実施する代替人材等の募集活動等に対して支援を行います。（広告等活動費、調査費）</p> <p>【申請期限】 令和4年12月31日まで</p>	人手不足経営体等及び関係協同組合等	<p>九州農政局経営事業支援部経営支援課 096-300-6373</p> <p>申請先 全国農業員会ネットワーク機構（全国農業会議所）</p>

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
4	農業労働力確保緊急支援事業 (援農者緊急確保支援事業)	<p>新型コロナウイルス感染症による不足人員の発生による代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費支援を行います。</p> <p>交通費、宿泊費(居住費)、保険料、賃金、農作業委託料・人材派遣料等、研修費</p> <p>【申請期限】 令和4年12月31日まで</p>	<p>1. (1)～(5)の要件を全て満たす農業経営体</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた技能実習生が受け入れられないこと等から、人材不足となっていること。</p> <p>(2) 「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」又は「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施していること。</p> <p>(3) 当該代替人材に関して、本事業と重複する国による助成を受けていないこと。</p> <p>(4) 労働関係法規を遵守すること。</p> <p>(5) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。</p> <p>2. 対象となる代替人材は、次の要件を全て満たすこと</p> <p>(1) 人手不足経営体と契約に基づき援農すること。</p> <p>(2) 人手不足経営体と原則7日間以上の契約を締結していること。</p> <p>(3) このほか、事業実施主体が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>九州農政局経営事業支援部経営支援課 096-300-6373</p> <p>申請先 全国農業員会ネットワーク機構(全国農業会議所)</p>

◆企業・事業主への支援(税制)

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	固定資産税の特例(固定ゼロ)	<p>特例対象：機械装置・器具備品などの償却資産、事業用家屋・構築物</p> <p>対象資産⇒全額免除(3年間)</p>	<p>新たな設備投資を実施した中小企業・小規模事業者(先端設備等導入計画を策定し認定を受けた事業者が対象)</p> <p>※取得価格や旧モデル比との生産性向上率が年平均1%等の要件があります。</p>	<p>総務部 税務課 ☎22-1167 (直通)</p>
2	法人市民税の申告等に係る期限の延長	<p>期限までに申告等ができないときは、期限を延長できる場合があります。担当課までお問合せください。</p>	法人市民税の申告法人	<p>総務部 税務課 ☎22-1111 (内：252)</p>
3	市税の納税猶予	<p>事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時に納付することが困難な場合、損失を受けた費用等に応じて分割納付や1年間の納税猶予が認められる場合があります。</p>	<p>事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時的に納付することが困難な方</p>	<p>総務部 収納課 ☎22-1117 (直通)</p>

◆企業・事業主への支援（貸付）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	セーフティネット保証4号	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠で保証が利用可能となる制度です。</p> <p>制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p> <p>【指定期間】 令和4年12月31日まで</p>	<p>最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>	<p>商工農林水産部 商工・雇用政策課 ☎62-9044</p>
2	セーフティネット保証5号	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している指定業種に属する中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠で保証が利用可能となる制度です。</p> <p>制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。</p> <p>【指定期間】 令和4年12月31日まで</p>	<p>国が指定する業種に属する事業を営み、最近3か月の売上高等が前年同月の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者</p>	<p>商工農林水産部 商工・雇用政策課 ☎62-9044</p>
3	大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対応特別資金」	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業の方を支援するための融資制度です。</p>	<p>県内で、同一の事業を継続して6ヶ月以上行っており、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる事業者</p>	<p>取扱金融機関（大分銀行、豊和銀行、宮崎銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合、商工中金、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合のみ）（伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行は各行県内支店のみ））</p>

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
5	大分県「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」にかかる利子補給	<p>大分県の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策特別資金特別融資により借入を行った中小企業者等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を行います。</p> <p>○利子補給期間 借入後当初3年間</p> <p>○利子補給の額 融資を受けた借入金のうち運転資金（上限1,000万円）にかかる利子（年利1.3%）相当額</p> <p>○取扱期間 令和4年10月28日まで保証協会へ申込、融資実行されたもので、市の認定を受けたもの</p>	<p>○適用対象</p> <p>(1) 中津市内で事業を営んでいること</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと</p> <p>(3) 申込みを行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けていないこと。</p>	<p>商工農林水産部 商工・雇用政策課 ☎62-9044</p>
6	農林漁業セーフティネット資金関係の融資制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の皆様が事業継続や新たに販売拡大や省力化等の反転攻勢に取り組むために必要とする資金に特例措置（金利負担軽減措置）を設けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業セーフティネット資金 ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ・経営体育成強化資金 ・農林漁業施設資金 ・漁業経営改善支援資金 	<p>主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者、認定漁業者等</p>	<p>日本政策金融公庫 大分支店農林水産事業 ☎ 097-532-8491</p>
7	農業近代化資金	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者等の皆様が農業の経営継続に必要な運転資金等に特例措置（金利負担軽減措置等）を設けました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化 <p>受付：令和5年3月31日まで</p>	<p>「新型コロナウイルス」の影響により農業収入が減少した主業農業者（農業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等</p>	<p>JAおおいた 北部事業部 融資営業課 ☎0978-25-9121</p>
8	アグリマティーフ資金	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者等の皆様が農業の経営継続に必要な運転資金に特例措置（金利負担軽減措置等）を設けました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最長3年間の利息軽減 固定金利年0.70% ②JA大分信連が令和5年3月31日までの保証料を負担 <p>受付：令和5年3月31日まで</p>	<p>「新型コロナウイルス」の影響により農業収入が減少した主業農業者（農業所得が総所得の過半を占めていること）、認定農業者等</p>	<p>JAおおいた 北部事業部 融資営業課 ☎0978-25-9121</p>
9	漁業近代化資金	<p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた漁業者に対する漁業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①貸付当初5年間実質無利子化 ②債務保証に係る保証料保証当初5年間免除 ③実質無担保化 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者</p>	<p>商工農林水産部 林業水産課 ☎ 22-1111 (内：407)</p>

◆企業・事業主への支援（相談）

番号	制度・手続名	概要	対象者	担当課・問合せ先
1	新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業金融対応窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による、経営面・資金面等の各種相談に対応します。	中小企業・小規模事業者	中津商工会議所 ☎ 22-2250 中津市しもげ商工会 ☎ 54-2073